

# 田原市環境保全条例の制定案に向けた考え方について

## 1 実施事項

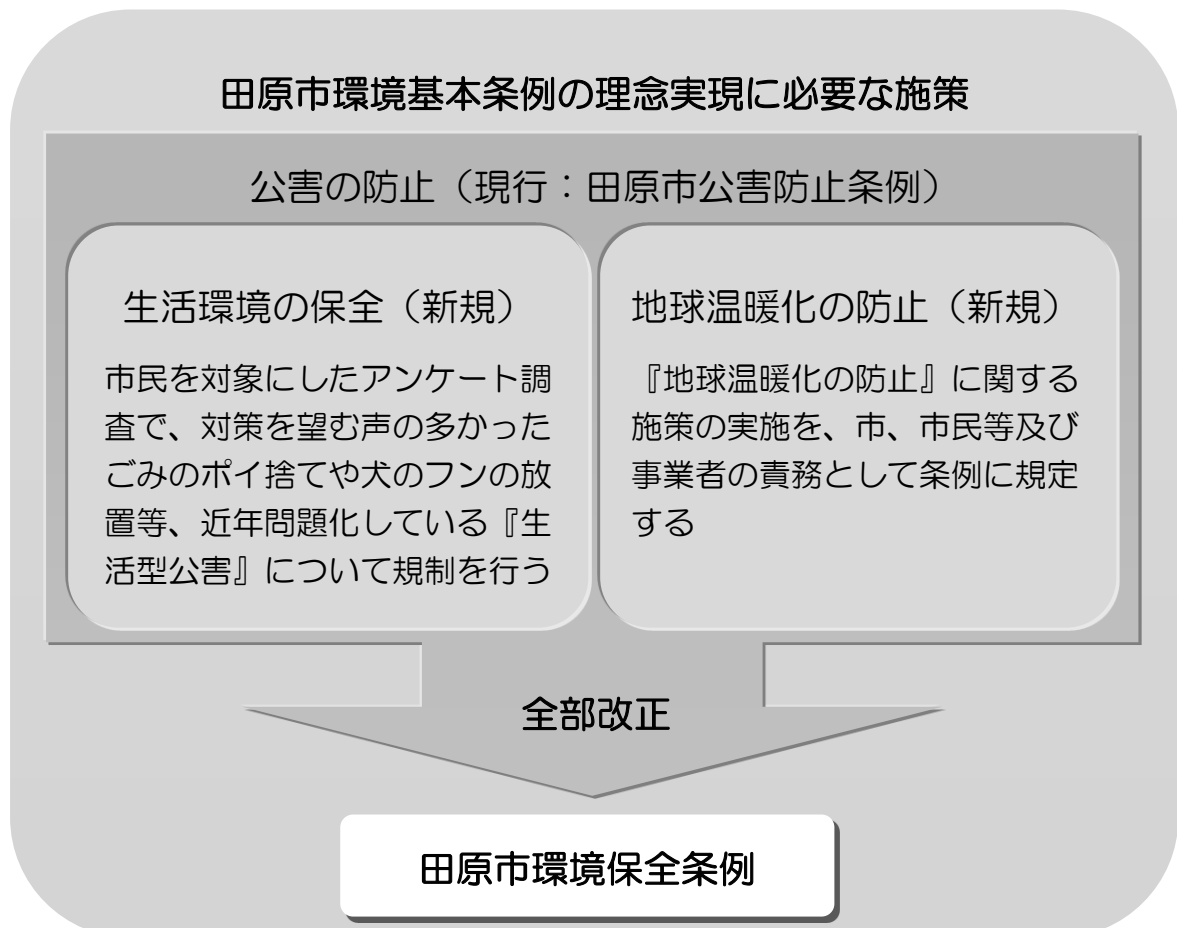
環境保全への対処のため「公害の防止」、「生活環境の保全」、「地球温暖化の防止」に関して規定し、新たに田原市環境保全条例を制定します。

## 2 背景

- ① 「田原市公害防止条例」は、工場等の事業活動に伴って生ずる「産業型公害」の防止を目的として昭和 49 年に制定されましたが、施行から既に 40 年が経過しており、抜本的な改正が必要となっています。
- ② 近年、産業型の公害に留まらず、ごみのポイ捨てや悪臭の発生等、市民の日常生活等を起因とした「生活型公害」への苦情は多いが、取り締まるための対応策等が示されていない状況です。
- ③ 地域の環境課題と地球温暖化やエネルギー問題など地球規模の課題に対処するために、これまでも様々な取組を行ってきましたが、各計画に掲載のある削減の目安（目標）を達成するためには、市、市民等及び事業者がより一層の地球温暖化防止の推進を図る必要があります。

## 3 条例改正の概要

「田原市環境基本条例」の基本理念である『健康で文化的な生活を享受し、環境負荷を抑え持続的に発展可能な社会』実現のため、「公害の防止」に「生活環境の保全」と「地球温暖化の防止」に関する規定を加えて、「田原市公害防止条例」を全部改正し、「田原市環境保全条例」を制定するものです。



#### 4 条例改正の趣旨

- ① 現代の産業型公害に対応するため「公害の防止」に関する規制を見直し  
「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」の一部が改正されたこと等によって、「田原市公害防止条例」が現行の法制度に一部合わなくなっているため、特定施設等の見直しを行い、公害関係法令等との整合を図ります。
- ② 生活環境の保全に関し、新たに条例により規制して罰則の規定を創設  
生活環境の保全について違反者を指導又は勧告の対象とすると共に、悪臭の防止については違反者を公表します。  
ごみのポイ捨てや犬、猫等のふんの放置については重点区域を指定することができ、違反者に過料を課すこともできます。



違反者から容易に過料等を課すことが目的ではなく、より効果的な啓発手段として規定するものであり、「市民一人ひとりのモラル」の向上を目指したいと考えます。

### ③ 地球温暖化の防止の推進

地域の環境課題と地球温暖化やエネルギー問題など地球規模の課題に対処するために、これまでも様々な取組を行ってきましたが、今後より一層の推進を図るために、地球温暖化の防止を市、市民等及び事業者の責務として規定し、環境と共生する豊かで持続する地域を目指したいと考えます。

